

相模台地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	4
2 自主防災隊の役割	4
3 事業者の役割	5
4 共同住宅管理者等の役割	5

第3章 地区の概要

1 自然的条件	6
2 社会的条件	6

第4章 防災アセスメント調査等による被害想定

1 防災アセスメント調査による被害想定	7
2 浸水（内水）ハザードマップによる被害想定	9

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	10
2 自主防災隊の育成	10
3 自主防災隊、避難所（地域防災センター）の役割	10
4 出火防止及び初期消火対策	14
5 火災延焼対策	14
6 空き家対策	14
7 災害危険の把握	14
8 共同住宅等の災害対策	15

第2章 災害に対する備え

1 基本方針	16
--------	----

2	防災知識の普及・啓発	16
3	災害に備えた各家庭での取組	17
4	防災訓練の実施	17
5	防災資機材等の点検・管理	18
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	19

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	情報収集・伝達活動の流れ	20
---	--------------	----

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動の流れ	21
2	水防活動	22
3	救出・救護・搬送	22
4	避難誘導	24
5	災害時要援護者対策	26
6	住民の安否確認	28
7	在宅避難者の把握・支援	28
8	避難所（地域防災センター）運営活動の流れ・概ね1週間を目安として	30
9	ボランティアの活動について	31
10	他組織との連携	32

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

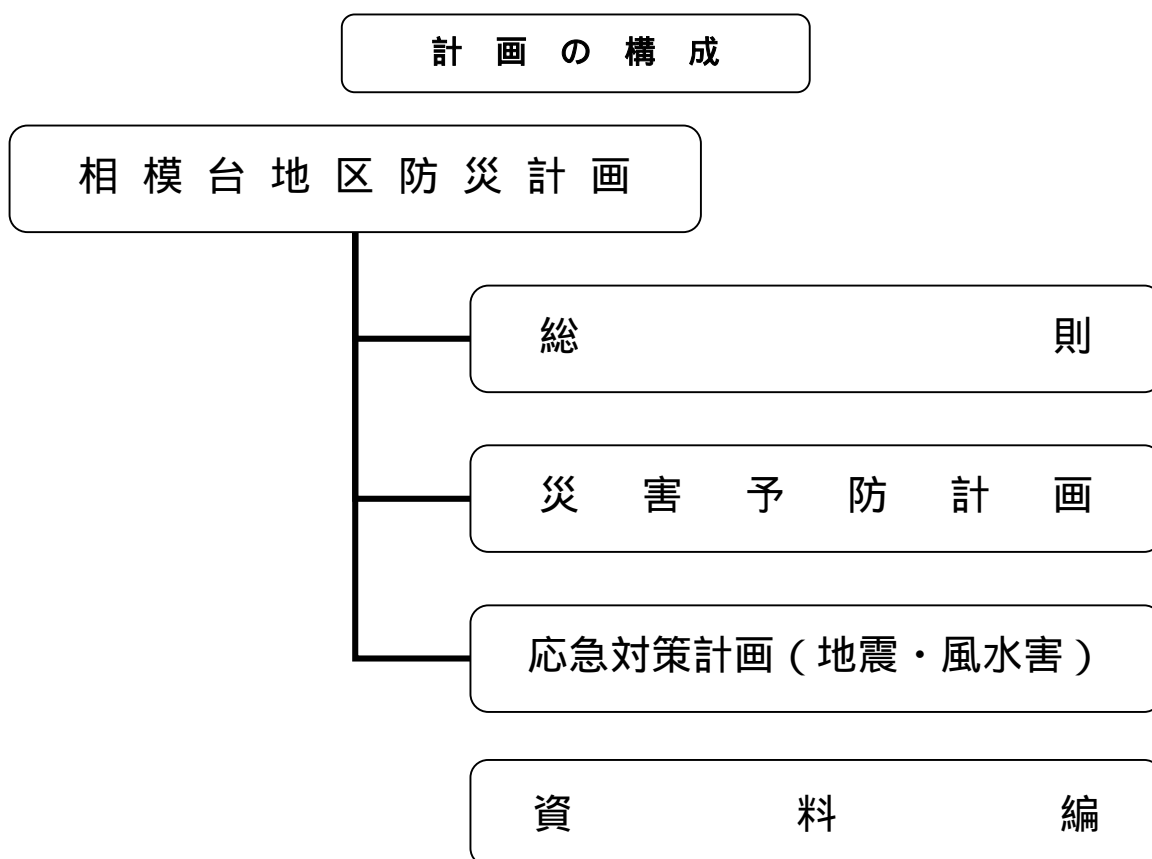
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的に本計画を策定する。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

相模台地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠であるため、自治会等を母体とした単位自主防災隊とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区自治会連合会を単位とした地区連合自主防災隊とする。



組織編成イメージ図

相模台地区連合自主防災隊本部

【行政】

市災害対策本部

南区本部

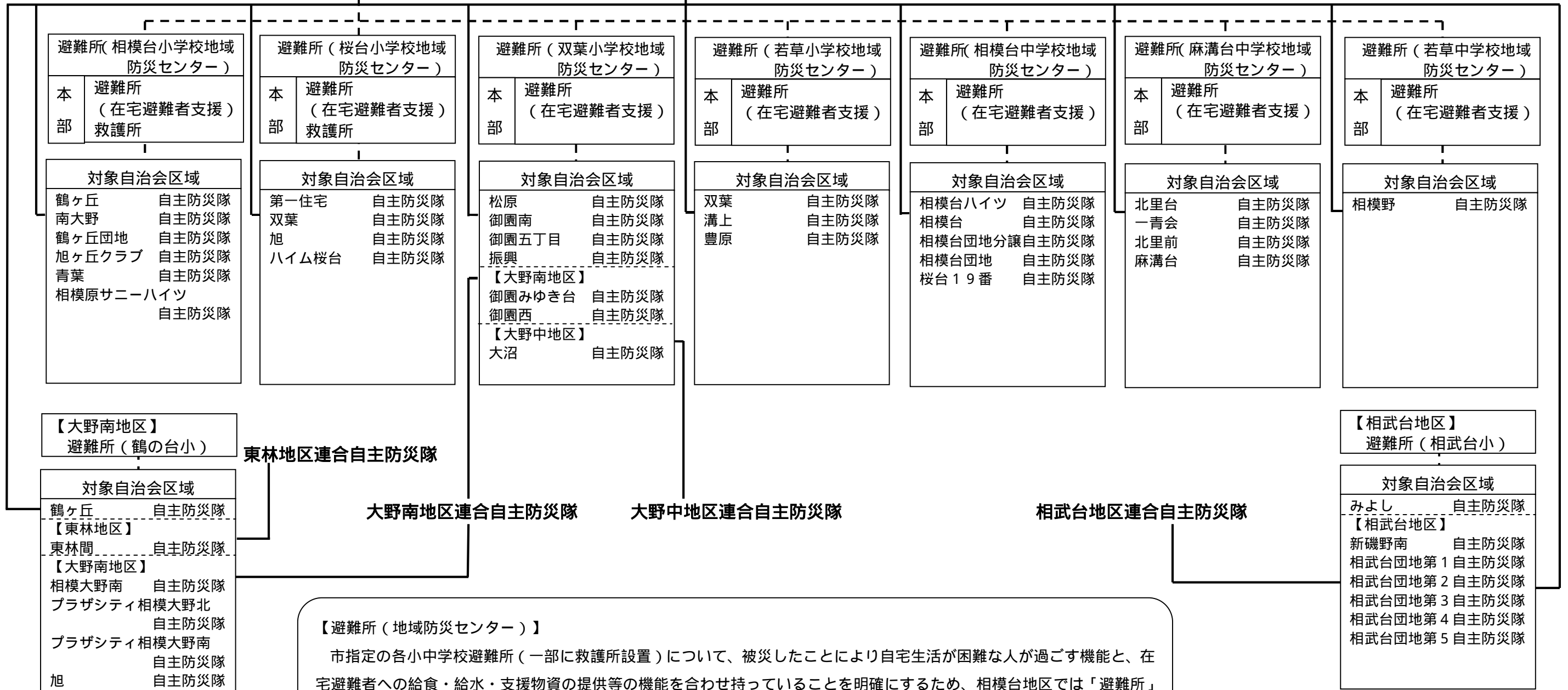
相模台現地対策班

給食・給水・支援物資依頼等

被害状況報告・消火・救出・救護依頼等

各自主防災隊は、被害状況報告・消火・救出・救護などの緊急依頼を中心に地区連合自主防災隊を通じて市災害対策本部に連絡する。

避難所（地域防災センター）は、給食・給水・支援物資等の依頼を「避難所避難者」「在宅避難者」に分けて受け、地区現地対策班を通じて市災害対策本部に連絡する。



【避難所（地域防災センター）】

市指定の各小中学校避難所（一部に救護所設置）について、被災したことにより自宅生活が困難な人が過ごす機能と、在宅避難者への給食・給水・支援物資の提供等の機能を合わせ持っていることを明確にするため、相模台地区では「避難所」を「避難所（地域防災センター）」と称する。

運営構成員：避難所運営協議会関係者、防災経験者（防災士・S L（セーフティリーダー）等）、

対象地区内福祉団体、参画希望者等

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災隊等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有または使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する3日以上、できれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災隊へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所(地域防災センター)の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

【避難所(地域防災センター)】

概要：市指定の各小中学校避難所(一部に救護所設置)について、被災したことにより自宅生活が困難な人が過ごす機能と、在宅避難者への給食・給水・支援物資の提供等の機能を合わせ持っていることを明確にするため、相模台地区では「避難所」を「避難所(地域防災センター)」と称する。

構成員：避難所運営協議会関係者、防災経験者(防災士・S L(セーフティリーダー)等)、対象地区内福祉団体、参画希望者等

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、発災時における従業員等一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 防災の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

相模台地区は、相模原市の南東部に位置し、座間市と隣接している。大部分が台地（上段）にあり平坦な地形であるが、地区の北西部には南北方面に3～4m程度の浅い谷がある。谷の部分は周囲より若干低く、水が集まりやすいため浸水による水害履歴が比較的多いが、近年は造成により平坦になっているところが多い。

2 社会的条件

(1) 人口

相模台地区の人口は、平成27年4月1日現在、21,738世帯、45,825人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が11.2%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が62.8%、高齢人口(65歳以上)が26.0%となっている。このうち、外国人の登録人口は854人であり、地区人口の1.8%を占める。

(2) 交通

地区の東側を県道51号町田厚木線が、西側を県道507号相武台相模原線が縦断している。また、地区の中央を水道道緑道が横断している。

地区内には小田急線の小田急相模原駅がある。

第4章 防災アセスメント調査等による被害想定

1 防災アセスメント調査による被害想定

相模原市防災アセスメント調査による想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。なお、本計画においては最も被害の大きい東部直下地震を想定地震として採用し、被害想定を行った。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

（1）地区の被害想定

建物被害（冬18時）

単位：棟

地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
相模台	11,209	628	117	0	1,807

人的被害

単位：人

地区	冬2時				冬18時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者1週間後
相模台	39	216	42	259	1,768	4,232

(2) 避難所(地域防災センター)ごとの被害想定

建物被害(冬18時)

単位:棟

避難所(地域防災センター)	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
相模台小学校	1,726	99	17	0	284
相武台小学校	1,241	60	12	0	185
桜台小学校	870	43	9	0	131
鶴の台小学校	2,769	155	13	0	435
双葉小学校	2,288	135	39	0	366
若草小学校	1,207	66	12	0	194
相模台中学校	2,235	125	26	0	131
麻溝台中学校	1,189	56	6	0	174
若草中学校	1,252	75	17	0	226

人的被害

単位:人

避難所(地域防災センター)	冬 2 時				冬 18 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者1週間後
相模台小学校	6	38	7	42	307	832
相武台小学校	4	47	6	35	364	847
桜台小学校	3	13	3	18	111	254
鶴の台小学校	10	78	12	73	592	1,811
双葉小学校	9	37	9	50	316	606
若草小学校	4	20	4	25	165	371
相模台中学校	8	51	9	56	414	941
麻溝台中学校	3	17	4	24	135	332
若草中学校	5	24	5	31	202	385

2 浸水（内水）ハザードマップによる被害想定

（1） 想定雨量と条件

浸水（内水）ハザードマップは、平成 20 年に記録した、1 時間に 96.5 ミリと同じ降雨が全市域に同時に降った場合に、浸水が広がる範囲とその深さを想定したものである。

（2） 想定結果

相模台地区では、0.2 メートル以上 0.5 メートル未満での浸水が予想されている場所が多く、地区全域に点在している。想定される最大浸水深は地区北部で 1.5 メートル未満とされている。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

災害対策には、住民相互の助け合いが大切である。このため、自主防災隊の編成・周知に努め、具体的な訓練の実施により災害時に機能する体制を構築する。

また、地区の特性として震災時の火災や火災による延焼被害等が懸念されるため、倒壊の危険性のある空き家対策や中高層共同住宅等の災害対策を進める等、被害を最小限にとどめ、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊の育成

(1) 地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災隊の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを育成する。その際、中高生も含めた若年層や女性の参画の促進に努めるものとする。

(2) 自主防災隊が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を実施する。

3 自主防災隊、避難所（地域防災センター）の役割

(1) 単位自主防災隊

単位自主防災隊の各班は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切である。円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿って組織づくりを行う。

自主防災隊長	地区連合自主防災隊との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備、指揮
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本部（隊長、副隊長を含む）	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所（地域防災センター）運営班	避難所等の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所（地域防災センター）運営班	避難所（地域防災センター）運営本部の立ち上げ及び運営について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所（地域防災センター）運営本部」を立ち上げ、避難所等の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者支援活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり、指揮
副隊長	地区連合自主防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所（地域防災センター）運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、地区連合自主防災隊の本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災隊との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や避難所（地域防災センター）間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災隊の本部は、市の現地対策班とともに、まちづくりセンターに設置する。</p>

(3) 避難所（地域防災センター）

「避難所（地域防災センター）」とは、市指定の「避難所」が自宅の倒壊等の被災により居住が困難な人が身を寄せるための機能だけでなく、ライフラインの途絶により生活物資の入手が困難な在宅避難者のための物資供給拠点としての機能等も有していることをより明確にするため、相模台地区で称するものである。

避難所（地域防災センター）の運営組織は、「避難所（地域防災センター）運営本部」及び「避難所運営協議会」で編成し、在宅避難者支援については「支援班」を編成する。

運営に必要な人員は、対象自主防災隊からの任命派遣に加え、防災経験者（防災士・S L（セーフティリーダー）等）、対象地区内の福祉団体や参画希望者等による。

相模台小学校、桜台小学校には、初期医療を実施する救護所が併設される。

避難所（地域防災センター）運営本部長	避難所運営及び在宅避難者支援を行うために、避難所（地域防災センター）の運営に関わるほか、地区連合防災隊、対象自主防災隊等との連絡調整や防災訓練の計画・実施、他の避難所（地域防災センター）との協力体制づくり、指揮を行う。
副本部長	避難所（地域防災センター）運営本部長の補佐

平常時	災害時（避難所開設時）
<p>< 避難所避難者支援 ></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員等と協力・連携し、避難所運営協議会の設置及び作業班の編成を行い、避難所立ち上げ訓練や作業班別訓練により自主的な運営のための準備を行う。</p>	<p>< 避難所避難者支援 ></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員や施設管理者等と協力・連携し、避難状況を市の現地対策班に連絡するとともに、避難所運営協議会の設置及び作業班の編成を行い自主的な運営を進める。</p>
<p>< 在宅避難者支援 ></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員等関係者と協力・連携し、在宅避難者の支援の方法についての検討及び個別の訓練の実施により運営のため準備を行う。</p>	<p>< 在宅避難者支援 ></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員と協力・連携し、在宅避難者の状況を対象自主防災隊等から情報収集し、在宅避難者支援要請を市の現地対策班に連絡し、在宅避難者への支援物資の供給を行う。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。また、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等の消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要である。このことから消火器、簡易消火用具等を各家庭で用意し、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや中高層建物など炎上による死亡リスクの高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

危険地域、区域等

地区の防災施設、設備

過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

相模原市防災アセスメント調査

相模原市地区別防災カルテ

相模原市ハザードマップ（浸水）

地区内の踏査（防災まち歩き）

8 共同住宅等の災害対策

共同住宅の管理者に対して、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう要望する。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

【感震ブレーカー】

地震の揺れをセンサーが感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の揺れがあった場合、通電を自動的に遮断する。

【簡易消火用具】

水バケツ、乾燥砂等の、消火器ではないが消火器の代替が可能なもの。

【火災旋風】

地震や空襲などによる都市部での広範囲の火災や、山火事などによって、炎を伴う旋風が発生し、さらに大きな被害をもたらす現象。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識や災害に対する危機意識を高めるため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

防災組織及び防災計画に関すること。

地震、火災、水害等についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。

食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。

住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカーの設置、家具の固定等)

ブロック塀の安全対策に関すること。

その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布

講演会、座談会、映画上映会等の開催

パネル等の展示

防災マップ等の作成

防災マイスターによる図上訓練

相模台地区防災ネットワーク協議会における研修会

【相模台地区防災ネットワーク協議会】

目的：地区内の団体等が、防災に関する情報交換や研修等を共に行い、防災活動等について協議することにより、相互の連携を強め、相模台地区全体の共助力・防災力を向上させることを目的とする。

構成団体等：まちづくり会議メンバー、学校、デイサービス、グループホーム等に声掛け（加入は任意）

事業内容：防災に関する情報交換や研修等を行い、防災活動等について協議するなど、団体等の結びつきを強めるネットワーク事業を行う。（構成団体等が特定の役割を担う災害時活動等は行わない。）

(3) 実施時期

相模台防災の日（9月第1日曜日）、火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

年に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

【防災会議のテーマ例】

家族の役割分担を決める	緊急連絡方法を確認する
わが家の危険個所をチェックする	防災用具をチェックする
非常持ち出し品をチェックする	避難場所や避難路を確認する

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験型訓練及び図上訓練とする。

個別訓練の種類

ア 自主防災隊単位

- (ア) 本部設営訓練
- (イ) 情報収集訓練
- (ウ) 情報伝達訓練
- (エ) 避難所運営班派遣訓練
- (オ) 避難誘導訓練
- (カ) 図上訓練（D I G）
- (キ) クロスロード

イ 避難所（地域防災センター）

- (ア) 開錠訓練
- (イ) 安全点検訓練
- (ウ) 作業班編成訓練
- (エ) 居住区の設定訓練
- (オ) 避難者の受入訓練
- (カ) 情報伝達訓練
- (キ) 食料・物資の配布訓練
- (ク) 図上訓練（H U G）
- (ケ) 救護所設置訓練（救護所指定されている避難所のみ）

総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模台地区で行う訓練に参加することとする。

体験型訓練

災害対応能力を高めるために、煙体験ハウスや起震車等により行うものとする。

図上訓練（DIG、HUG）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

【DIG】

地図上にビニールシートを敷き、その上から与えられた被害状況（又は地域の特徴）及びそこから当然推測される状況を書き込みそれに対する対処方法を10名程度のグループで討論しながら導き出すもの。「Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）」の頭文字を取ったもの。

【クロスロード】

災害現場で実際に起こった葛藤をカードゲームにしたもので、その問題について「イエス」「ノー」の二者択一で答え、参加者同士で考え方を共有するゲーム。

【HUG】

避難所運営方法について避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。「Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）」の頭文字を取ったもの。

（2）訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（3）訓練の時期及び回数

訓練は、原則として相模台防災の日（9月第1日曜日）、春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

【配備物品一覧】

配備物品	配備自治会	配備年
小型消防ポンプ	鶴ヶ丘自治会 相模野自治会 御園五丁目自治会	平成26年
簡易デジタル無線	全自主防災隊 地区連合自主防災隊	平成25～26年
ガスパワー発電機	地区連合自主防災隊	平成24年、平成26年
投光器	地区連合自主防災隊	平成25～26年

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等と連絡を取り合っ
て原則年1回更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め
検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要が
あると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に
避難場所へ誘導を行う。

(4) 避難経路及び避難場所

別紙相模台地区防災マップ参照

(5) 避難計画書

D I Gを実施し、安全な避難経路を検討・作成していくこととする。

災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効
性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把
握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくことが望ましい。そ
の際、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災隊に限定して考える必要はな
く、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するに当たっては、年齢要件
等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 情報収集・伝達活動の流れ

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地対策班

【地区連合自主防災隊の本部】 設置した場合は現地対策班へ連絡
 設置条件：市域で「震度5強」以上の地震が観測された場合
 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合
 風水害等により地区に甚大な災害被害が想定される場合
 その他、隊長が必要と認めたとき
 構成員：単位自主防災隊員
 設置場所：相模台まちづくりセンター
 コミュニティ室またはロビー

【現地対策班】
 設置条件：市域で「震度5強」以上の地震が観測された場合
 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
 風水害等により市域に警報が発表され、被害発生の恐れがあるとき
 その他、危機管理監が必要と認めたとき
 構成員：市職員
 設置場所：相模台まちづくりセンター 事務室

関連情報等を把握する
 携帯ラジオ、携帯電話、防災行政無線（ひばり放送）等による情報の収集

関連情報等を広報する
 防災行政無線（ひばり放送）、FMさがみ、広報車等による

周囲の被害状況を把握する
 火災、救急（負傷者、下敷きになっている人達）、障害（道路の交通障害、倒壊家屋等）について
 場所（目印）、状況（何がどのような規模で発生しているかなど）

単位自主防災隊の本部（本部ができていない場合は自主防災隊長、防災部長や班長）に連絡する（徒歩、自転車等状況により）

単位自主防災隊本部は応援要請や被害状況等を地区連合自主防災隊に連絡する
 必要に応じて応援の要請（場所、状況等）
 住民からの情報や独自に収集した情報の整理と連絡（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

情報をまとめ、現地対策班へ連絡する
 応援要請や災害の情報（各種電話、ファックス、インターネット等状況により）

情報をまとめ、災害対策本部へ連絡する
 応援要請や災害の情報（各種電話、ファックス、インターネット等状況により）

単位自主防災隊の本部や地区連合自主防災隊からの情報を住民に伝達する
 避難勧告等の緊急事項
 出火防止、初期消火、救出・救護などへの協力・応援の呼びかけ
 被害の状況、道路・ライフラインの状況、避難所や救護所の開設状況、各機関の対応状況、食料・飲料水ほか生活必需品に関する状況、デマの打ち消し、安心情報（トランジスターメガホン、掲示板等により）

現地対策班からの対応策や情報を単位自主防災隊に伝達する
 （被害状況や災害応急対策の実施状況等）

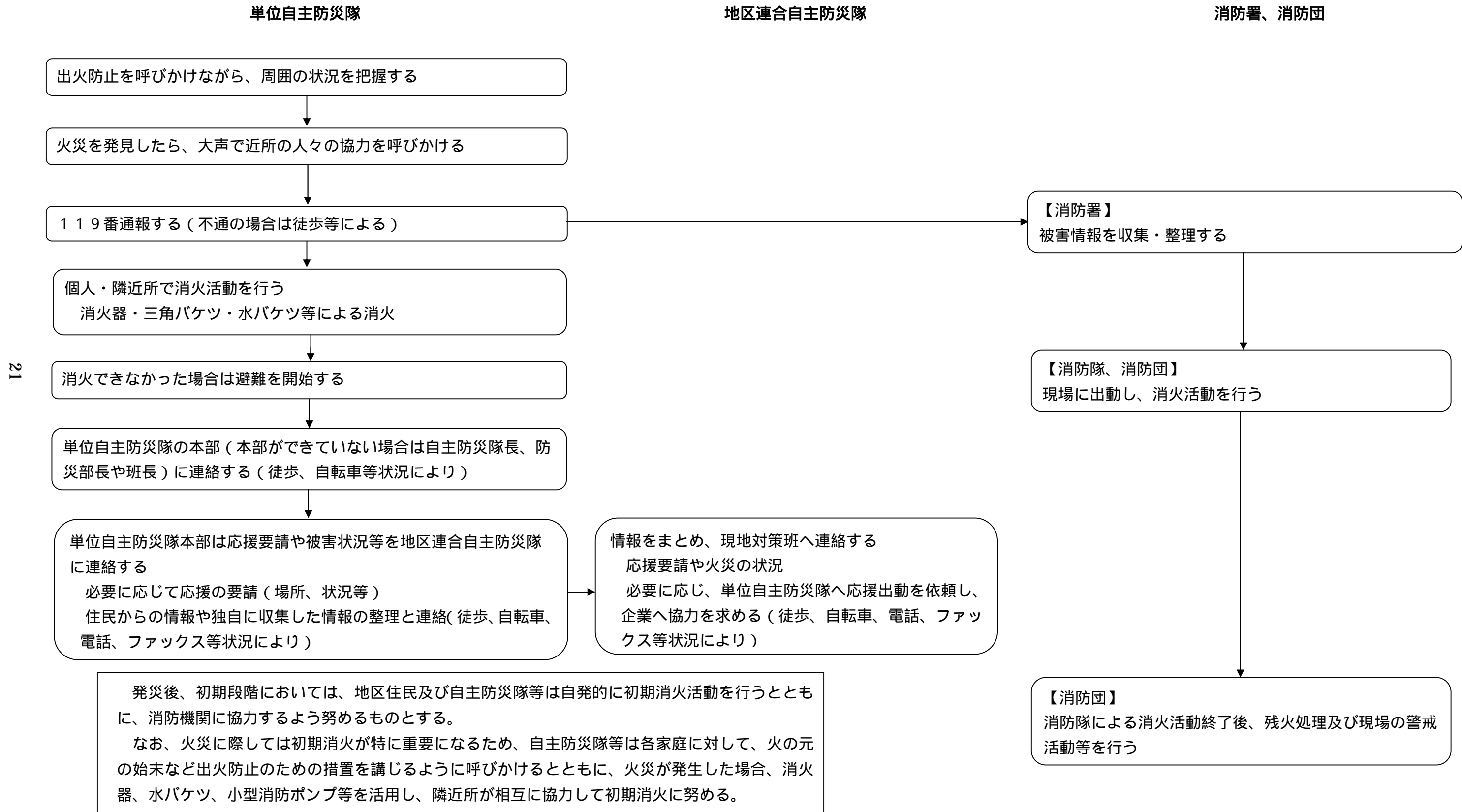
災害対策本部からの指示や情報を地区連合自主防災隊に伝達する

単位自主防災隊の本部や地区連合自主防災隊からの指示を各班に連絡する
 消火や救出・救護等に関わる応援要請
 避難所や救護所等の開設状況
 食料・飲料水のほか生活必需品に関する状況

情報は、簡潔明瞭が肝心であり「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動の流れ



発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防団に協力し土のう積を行う。

3 救出・救護・搬送

（1） 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

（2） 救出・救護活動等の原則

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災隊等で協力をしながら、自主的な応急手当を行う。

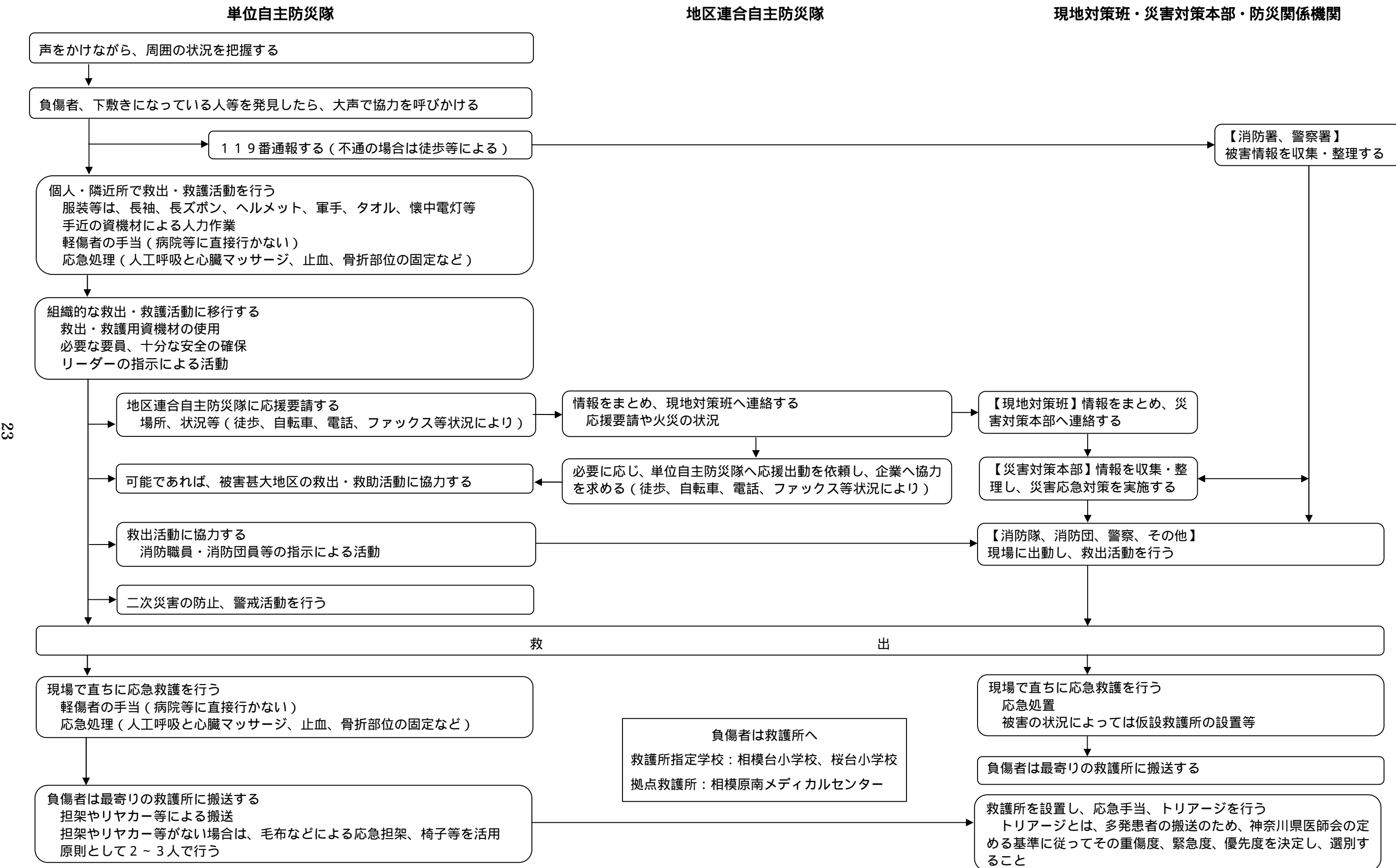
（3） 救護所への搬送

救出・救護班は、負傷者の状態が医師の手当を必要とすると認めるとき、救護所へ搬送をする。医療機関への搬送は、救護所において判断をする。

（4） 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】



4 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は単位自主防災隊の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

別紙相模台地区防災マップ及び地区別防災カルテ参照

【避難誘導活動の流れ】

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地对策班・災害対策本部・防災関係機関

自主的な避難判断を行う
火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生危険性がある場合
ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する（トランジスタメガホン等により）
発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難の勧告または指示の理由等
各自治会が選定している一時避難場所の周知
ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等
外出時の家族には連絡メモ

一時避難場所に避難する
災害時要援護者のうち、援助が必要な人に対して優先的に声をかけ、必要に応じて援助する（車椅子、リヤカー、担架等の利用）
避難誘導要員を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で避難する
到着後人数を確認し、行方不明者がいれば危険のない範囲で安否の確認

避難勧告・指示等の解除や安全が確保された場合は、帰宅する

広域避難場所への移動が必要と判断される場合は避難者を誘導する
火災の延焼拡大による火煙やふく射熱から身を守る場合は広域避難場所へ
火災や倒壊等で建物を失った場合などは避難所へ
火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択
避難者がはぐれないよう、自主防災隊旗、懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用
高齢者、障がい者などの災害時要援護者は中央に配置
到着後人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして搜索

地区連合自主防災隊に避難状況を連絡する
避難場所、避難者数等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）
避難所（地域防災センター）では、電話、ファックス、災害時優先電話、携帯電話等

避難所（地域防災センター）運営活動へ

【災害対策本部】
避難勧告・指示等（またはその解除）を行うことを決定し、市民、防災関係機関等に伝達する
ひばり放送、FMさがみ、広報車、消防車両、テレビ、ラジオ等による

【市職員、警察官等】
避難誘導を行う

情報をまとめて、現地对策班へ連絡する
避難場所、避難者数等

避難勧告・指示等の解除の伝達

5 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(3) 避難誘導

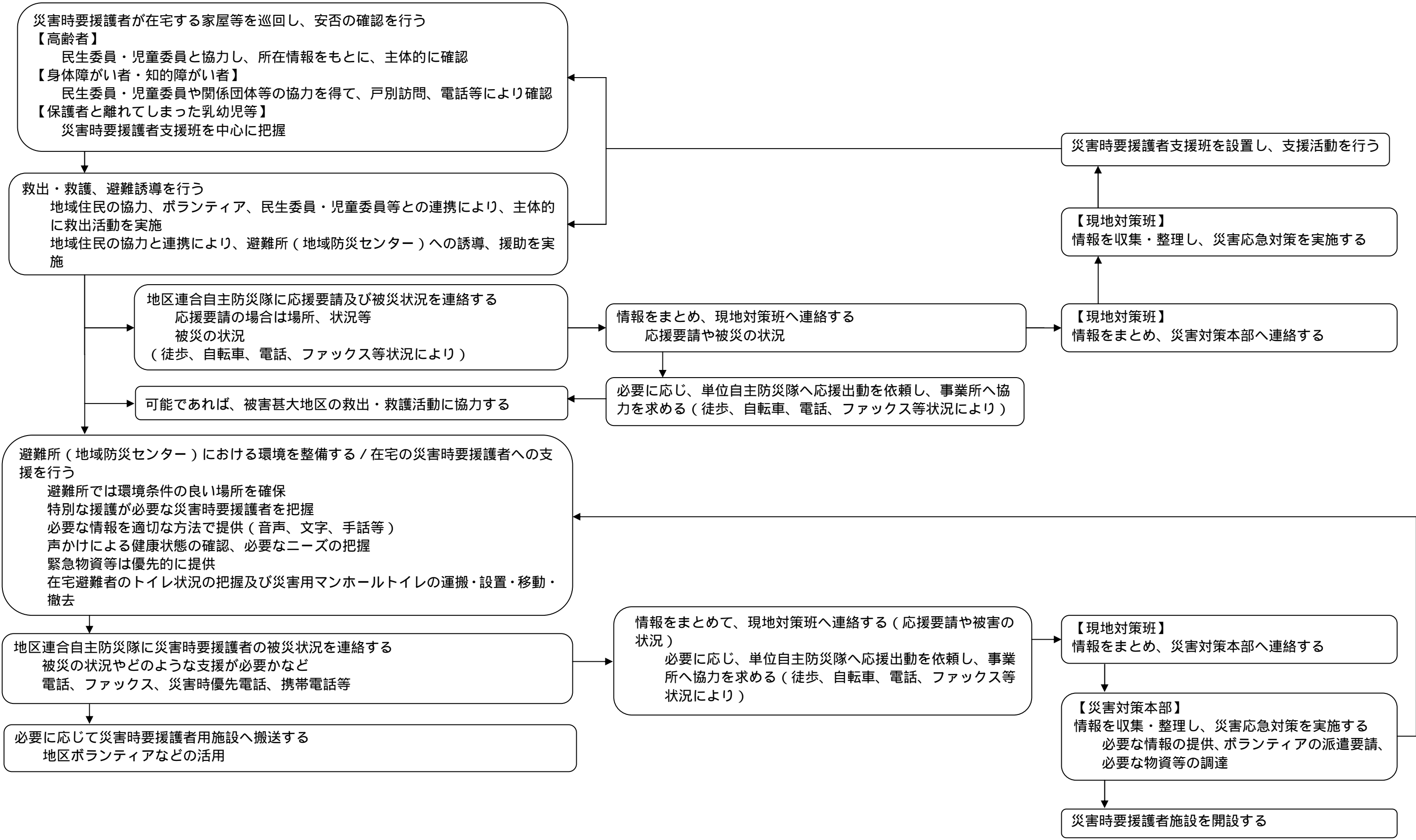
発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



6 住民の安否確認

単位自主防災隊は、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区連合自主防災隊本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

7 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊は、随時、現地等での情報収集を行い、地区連合自主防災隊本部に報告を行う。必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して避難所（地域防災センター）における在宅避難者への給食・給水等の支援を行う。

【在宅避難者とは】

自宅は被災せず無事であるが、

- ・ガスや水道が使用できず、食事の準備ができない
- ・生活必需品が不足している
- ・障がい等により、集団生活が困難

等の理由により避難所避難者と同様に支援を必要としている人

【給食・給水活動の流れ】

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

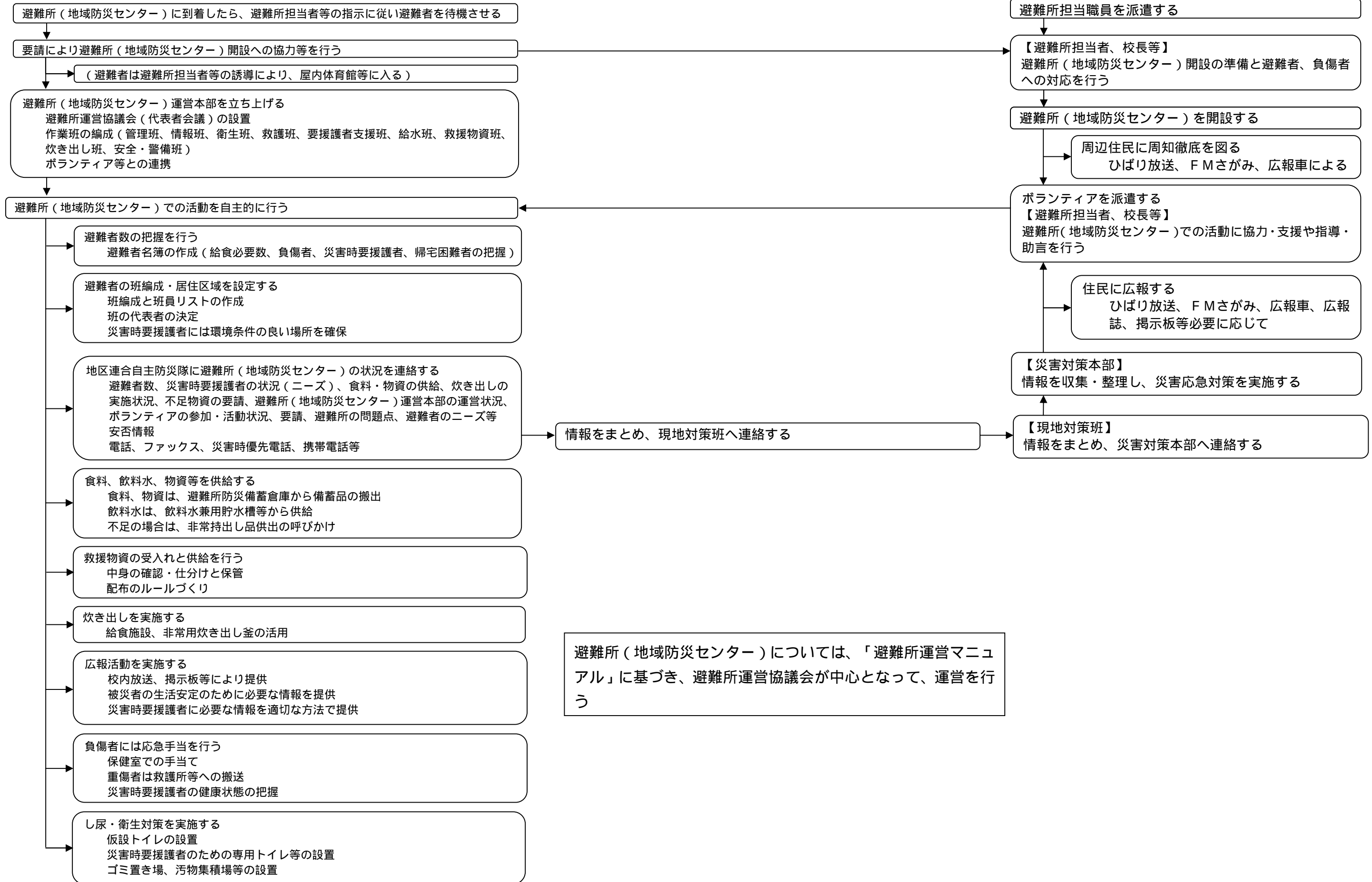
現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



8 避難所（地域防災センター）運営活動の流れ・概ね1週間を目安として
単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



避難所（地域防災センター）については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、運営を行う

9 ボランティアの活動について

単位自主防災隊は、災害時におけるボランティア活動について、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

(2) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

10 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災隊や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊と連携強化する</p>	<p>単位自主防災隊を超えた連携として、地区連合自主防災隊があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。 隣接する自主防災隊との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） 地区連合自主防災隊間の連携・協力応援体制</p>
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災隊は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。 毎年、「自主防災組織変更届出書」をまちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に提出することによって、市からの様々な支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。 平常時の連携づくり ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 災害時における協力関係の構築 ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 市の役割 ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導</p>
<p>避難所（地域防災センター）運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所（地域防災センター）の運営は、避難者や自主防災隊が中心に行うことになるが、避難所（地域防災センター）の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所（地域防災センター）に避難する単位自主防災隊相互、校長及び避難所担当市職員等とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所（地域防災センター）運営訓練を行うことが必要である。 特に、単位自主防災隊の避難所（地域防災センター）運営班は、避難所（地域防災センター）運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

相模台地区防災計画策定専門部会 会則

(設置)

第1条 相模台地区まちづくり会議会則(平成22年4月1日施行)第7条の規定に基づく相模台地区まちづくり会議(以下、「まちづくり会議」という。)の専門部会として、相模台地区防災計画策定専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本専門部会は、相模台地区防災計画の策定に際し、相模台地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自主的な防災活動につなげることにより、相模台地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本専門部会は、まちづくり会議が必要と認めた団体等をもって構成し、別表のとおりとする。

2 部会員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 部会員に欠員が生じ、補充する必要があると認められる場合には、当該部会員の選出団体等において、後任者を選定する。

(部会長及び副部会長)

第4条 本専門部会に、部会長1人及び副部会長1人を置くものとし、部会員の互選により決定する。

2 部会長及び副部会長の任期は、本専門部会の部会員の任期によるものとする。

3 部会長は、本専門部会を代表し、会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務めるものとする。

3 会議は、部会員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議は原則として非公開とする。

2 本専門部会の検討経過及び結果は、まちづくり会議に報告するものとし、地域住民への公開は、まちづくり会議において行うものとする。

(地区説明会)

第7条 相模台地区の防災計画をまとめるにあたっては、まちづくり会議が主体となって、地区住民から幅広く意見を求めることとする。

(事務局)

第8条 本専門部会の事務局は、相模原市危機管理局及び相模台まちづくりセンターに置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この会則は、平成 27 年 1 月 27 日から施行する。

附 則
この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

No.	団体等	役職
1	相模台地区自治会連合会	-
2	相模台地区民生委員児童委員協議会	会長
3	相模原市消防団南方面隊第 4 分団	分団長
4	単位自主防災隊	溝上自治会自主防災隊長
5	避難所運営協議会	若草中学校避難所運営協議会長
6	防災専門員	-
7	防災専門員	-
8	防災専門員	-

検討経過

会議名称	開催年月	備考
まちづくり会議	平成 26 年 12 月	策定専門部会構成員の選任等
第 1 回計画策定専門部会	平成 27 年 1 月	検討内容等
第 2 回計画策定専門部会	平成 27 年 2 月	検討内容等
第 3 回計画策定専門部会	平成 27 年 3 月	検討内容等
第 4 回計画策定専門部会	平成 27 年 3 月	検討内容等
第 5 回計画策定専門部会	平成 27 年 4 月	検討内容等
第 6 回計画策定専門部会	平成 27 年 5 月	検討内容等
第 7 回計画策定専門部会	平成 27 年 6 月	検討内容等
第 8 回計画策定専門部会	平成 27 年 8 月	検討内容等
まちづくり会議	平成 27 年 8 月	計画内容の中間報告
第 9 回計画策定専門部会	平成 27 年 9 月	検討内容等
第 10 回計画策定専門部会	平成 27 年 10 月	検討内容等
第 11 回計画策定専門部会	平成 27 年 11 月	検討内容等
まちづくり会議	平成 27 年 12 月	相模台地区防災計画の策定